

同族会社を取り巻く税務

同族会社の留保金課税は平成19年度税制改正において実質的に廃止となりました。これは、改正留保金課税において資本金1億円以下の同族会社は適用除外となったためです。しかし、それに代わって、役員給与の規定を大幅に改正しました。つまり法規定上、役員給与を原則損金不算入とし、定められた支給形態に該当した場合に限り損金に算入することしました。また、役員給与を損金の額に算入する基準が、従前の定時定額、臨時という判断基準から、恣意性の排除を目的として、あらかじめ支給額等が定められていたかどうかを重要な判断基準としました。また、平成18年度税制改正で特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入が新設されました。この特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度は未だ数多くの申告ミスが生じているようです。今年は導入後3期目を迎える20年度分申告からは、複雑な基準所得金額の計算に新たな要素が加わることとなりますから、ますます複雑になりミスも発生しやすくなりそうです。これら役員給与税制について深く検討します。その他、同族会社の株式を譲渡する場合の課税関係、同族会社株式を譲渡する際の時価課税の問題、さらには同族会社の事業承継について検討するなど、同族会社を中心として日常的に問題となりそうな取引の課税関係を取り上げます。

講師：税理士 石井 孝雄 先生

- 1985年 大原経理専門学校横浜校 税理士課に講師として入社
- 1992年 横浜市神奈川区に石井会計事務所を開業
- 2003年 東京地方税理士会 緊急問題特別諮問委員会委員就任
- 2005年 朝日税理士法人を設立 代表社員就任
- 2005年 全国青年税理士連盟 会長就任
- 2005年 朝日税理士法人 全国協議会設立

＝開催要領＝

- 日 時 平成20年11月19日(水) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
- 会 場 税理士会館8階 会議室
- 定員・受講料 150名(先着順・税理士及び職員対象)・1名10,000円(昼食付き)
- お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、**研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、**受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。**
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
- 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 <http://www.tochizeikyo.com>)

4月研修会より申込み方法が変わりました!

協同組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレット同封しております。お手元のない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。
事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。